

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部公園緑地課 No.009

処 分 名	緑地協定の変更
処 分 の 概 要	緑地協定において定めた事項を変更しようとする場合は、市長の認可を受けなければなりません。
根拠法令等・条項	都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 48 条
審 査 基 準	<p>○緑地協定を変更する場合は、協定を締結している全員の合意が必要です。</p> <p>○緑地協定の変更認可基準は、次の要件を満たすときです。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・申請手続が法令に違反しないこと。</li><li>・土地の利用を不当に制限するものでないこと。</li><li>・第 45 条第 2 項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</li><li>・緑地協定において緑地協定区域隣接地を定める場合には、その区域の境界が明確に定められていることその他の緑地協定区域隣接地について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</li></ul> <p>○縦覧期間は 2 週間です。</p> <p>○認可したときは、公告などをします。</p>
標準処理期間	1 ヶ月
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日
申請時期	随時
申請方法	庄和総合支所 2 階公園緑地課窓口への提出または郵送
備 考	

■都市緑地法

(緑地協定の変更)

第48条 緑地協定区域内における土地所有者等（当該緑地協定の効力が及ばない者を除く。）は、緑地協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。